障害者の皆さんへのサービス

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体に障害がある人、知的・精神障害のある人に、申請により各種の手帳を交付します。手帳を持っている人は、障害の程度・内容などで医療費の助成、公共料金などの割引、補装具や日常生活用具の交付、税の軽減などが受けられます。

医療費の助成

1 障害者自立支援医療

①更生医療

身体障害者手帳を持っている人が、障害の更生のため治療・手術を受けるとき、治療費の一部を助成します。事前申請が必要です。

②精神通院医療

精神障害のある人が、病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部を医療保険と公費で助成します。

2 心身障害者医療費公費負担制度

身体障害者が、病院などで診察を受けた場合に、健康保険の自己負担額を公費で助成します。社会保険本人の保険証を持っている人は、所得制限があります。

■問い合わせ先
市市民課
☎0869-22-3958

交通運賃の割引

1 公共交通機関運賃の割引

身体障害者手帳か療育手帳を持っている人が、公共交通機関を利用する場合、手帳を提示すれば運賃の割引を受けることができます。

【手帳提示場所】 JRを利用する場合（単独で利用する場合は101キロ以上に限る）は駅の窓口。

バスの場合は料金支払い時。

駅の窓口で手帳を提示

2 タクシー運賃の割引

タクシーを利用するときは、手帳を提示すれば運賃の1割が割り引かれます。

在宅で身体障害者手帳1・2級か、療育手帳Aを持っている人が申請をすれば、市は瀬戸内市福祉タクシー利用券を発行し、タクシー料金の助成を行います。事前にご相談ください。

福祉機器の給付・貸与

1 身体障害者（児）補装具

身体障害者手帳を持っている人は、義手、義足、つえ、補聴器、車いす、歩行器など日常生活に必要な器具の交付や修理が受けられます。所得税額に応じて自己負担がありますので、事前にご相談ください。

2 日常生活用具の給付・貸与

身体障害者手帳か療育手帳を持っている人などに、特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具など、日常生活に必要な用具の給付をしています。所得税額に応じて自己負担がありますので、事前にご相談ください。

3 重度身体障害者住宅改造助成

身体障害者手帳1・2級を持っている人が、自宅で暮らしやすいよう改造する場合、助成対象工事に要する費用の3分の2を助成します（助成金の上限あり）。

支給決定前の工事着工は、対象外となりますので、必ず事前にご相談ください。

4 IT機器活用支援

上肢障害か視覚障害1～3級の身体障害者手帳を持っている人が、障害に対応したIT機器関連周辺機器やソフトウェアを購入する場合、直接要した費用の3分の2を助成します。助成額の上限、所得による制限があります。事前にご相談ください。

障害のある人の手当など

1 特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を養護している父母か養育者に、扶養手当を支給します。ただし、いずれの場合も所得による制限があります。

2 特別障害者手当

常時特別の介護が必要な在宅で最重度の障害のある人に、手当を支給します。ただし、所得による制限があります。

3 障害児福祉手当

在宅で重度の障害のある児童に手当を支給します。ただし、所得による制限があります。

4 重度心身障害者福祉年金

身体障害者手帳1～4級か療育手帳を持っている人で、基準日（4月1日）以前に引き続き1年以上市内に居住し、当該障害で支給される国などからの公的年金を受けていない人で、厚生労働省設置法の規定の国立ハンセン病療養所に入所していない人に、7月に年金を支給します。障害の程度などで、金額は変わります。

障害がある人の外出支援

1 身体障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成

身体障害者手帳か療育手帳を持っている人が、自動車運転免許を取得する場合は、直接要した費用の3分の2を助成。自動車を改造する場合は、直接要した費用を助成します。事前申請が必要です（それぞれ助成金の上限あり）。

2 介護用自動車購入等助成

身体障害者手帳か療育手帳を持っていて、車いす、ストレッチャーなどを使用し移動に介護が必要な人に、自動車をリフト付きなどに改造する経費か、改造された自動車を新規に購入する経費を助成します（助成金の上限あり）。事前申請が必要です。

介護用自動車

障害がある人の在宅福祉サービス（10月1日から変更の可能性あり）

1 ホームヘルパーの利用

身体障害者（児）・知的障害者（児）が、日常生活に支援が必要な場合に、家事、介護などの支援をします。

2 障害者（児）短期入所

保護者が病気などで障害がある人の世話ができないときなど、保護者に代わり施設などで預り、世話をします。

3 身体障害者デイサービス

重度の身体障害者の自立支援、生活改善、身体機能の維持向上のため、通所での機能訓練、各種作業のサービスを利用できます。

4 ガイドヘルパーの利用

通院や社会参加する場合に利用できます。

相談・受付連絡先

市福祉課
☎0869-26-5942
市保健福祉部邑久分室
☎0869-22-1810
市牛窓支所保健福祉課
☎0869-34-3433

●高齢者・障害者サービス

在宅介護支援センターあじさい
瀬戸内市牛窓町長浜1745-1
（特別養護老人ホームあじさいのおか牛窓内）
☎0869-34-6368
邑久在宅介護支援センター
瀬戸内市邑久町箕輪266-1
（老人保健施設邑久ナーシングホーム内）
☎0869-22-9503
長船荘在宅介護支援センター
瀬戸内市長船町服部1141
（特別養護老人ホーム長船荘内）
☎0869-26-4772
市社会福祉協議会
瀬戸内市邑久町山田庄862-1
☎0869-22-2940